

広島市自主防災会連合会規約

【平成22年1月15日制定】

(名称)

第1条 本会は、広島市自主防災会連合会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島市各行政区自主防災会連合会(以下「区連合会」という。)相互の連携と協力体制を確立し、もって災害に強い安全・安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、自主防災という原点に立って、各行政区の地域の特殊性と区連合会の自主性等を尊重及び配慮した上で、次の事業を行う。

- (1) 区連合会等の活動等に係る情報交換
- (2) 大規模災害発生時における支援及び協力
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本会は、区連合会の会長(以下「会員」という。)をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- 2 会長及び副会長は、会員のうちから、会員の互選によって決定する。
- 3 役員の任期は2年とする。
- 4 補欠により就任した役員の任期は、残任期間とする。
- 5 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 6 役員の再任は妨げないものとする。

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。ただし、職務を代行する副会長の順位は、会長が定める。

(顧問)

第7条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会議での同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第8条 会議は、原則、年1回開催する。ただし、災害発生などの緊急時には必要に応じ開催できるものとする。

- 2 会議は、会長が招集し、議長となる。
- 3 会議で議決する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 本会の運営等に関し重要事項を決定する必要がある場合
- 4 議決は、出席者の3分の2以上の同意をもって決する。

（事務局）

第 9 条 本会の事務局は、広島市危機管理室災害予防課に置く。

（委任）

第 10 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 1 月 15 日から施行する。

附 則〔平成 25 年 2 月 4 日改正〕

この規約は、平成 25 年 2 月 4 日から施行する。

附 則〔平成 27 年 7 月 29 日改正〕

この規約は、平成 27 年 7 月 29 日から施行する。